

名古屋市告示第124号

名古屋都市計画事業大高駅前土地区画整理事業の事業計画の変更

名古屋都市計画事業大高駅前土地区画整理事業の事業計画を変更しましたので、土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第55条第13項において準用する同条第 9項の規定により、次のとおり公告します。

令和 8年 3月27日

名古屋市長 広 沢 一 郎

- 1 施行者の名称
名古屋市
- 2 事業施行期間
平成 5年 1月19日から令和11年 3月31日まで
- 3 施行地区
名古屋市緑区大高町字北鶴田及び字南鶴田の各全部
大高町字江明、字下熊瀬、字高見、字鶴田、字鳥戸、字町屋川及び字八幡
の各一部
- 4 土地区画整理事業の名称
名古屋都市計画事業大高駅前土地区画整理事業
- 5 事務所の所在地
名古屋市中区金山二丁目15番16号
- 6 事業計画の決定の年月日
平成 5年 1月19日
- 7 変更の年月日
令和 8年 3月27日

名古屋市住宅都市局市街地整備部緑都市整備事務所